

蔵王町の給与・定員管理等について

(令和7年4月30日公表)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 11,074	千円 7,578,212	千円 203,499	千円 1,734,855	% 22.9	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

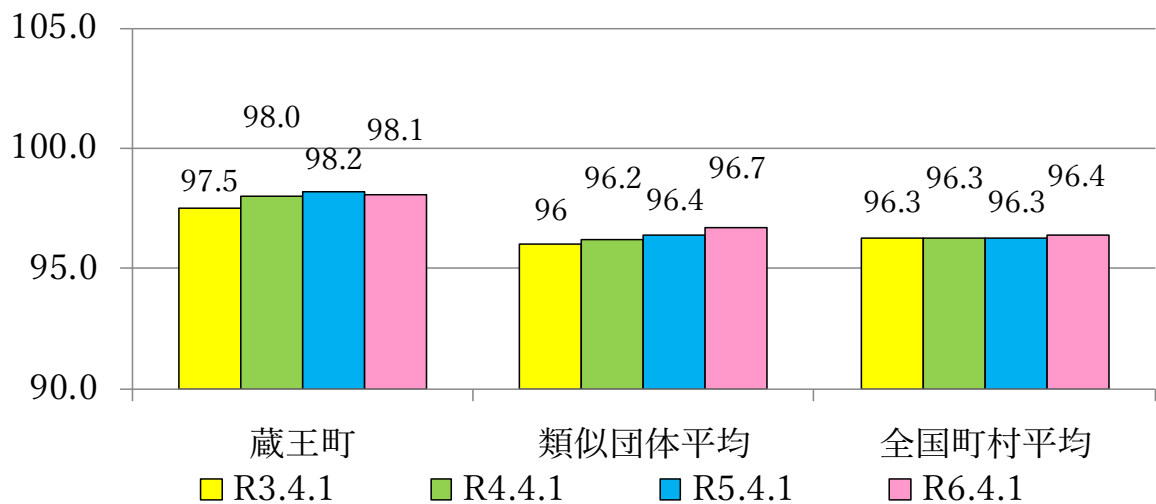
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 164	千円 585,378	千円 80,095	千円 231,973	千円 897,446	千円 5,472	千円 5,508

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	給与差	勧告 (改定率)		
年度	A 円	人事委員会未設置			%	%
			(%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパ
イレス比較した平均給与月額である。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数	給与差	勧告 (月数)		
年度	月	人事委員会未設置			月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。激変緩和
のため、3 年間 (平成 30 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。他の給料表
については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 仙台市で勤務する職員について、国基準と同様に 6 % を支給。

(参考)

	平成 26 年 度の支給 割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度～令和 6 年度の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6 %	6 %	6 %	6 %
仙台市に勤務する職員 に対する支給割合	6 %	6 %	6 %	6 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均 年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蔵王町	歳 40.3	円 297,300	円 335,600	円 316,800
宮城県	42.3	321,390	413,589	357,601
国	42.1	323,823	—	405,378
類似団体	41.3	306,155	355,084	328,809

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員 数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額(国比 較ベース)	対応する民 間の類似職 種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A / B
蔵王町	歳 52.0	人 5	円 283,400	円 399,300	円 284,700	—	歳 —	円 —	—
うち学校給 食員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち用務員	*	(2)	*	*	*	用務員	49.1	244,800	*
うち自動車 運転手	*	(1)	*	*	*	自家用乗用 自動車運転手	57.4	226,000	*
うちその他 技能職員	*	(2)	*	*	*	調理士	44.3	257,300	*
宮城県	53.2	139	298,719	334,548	316,010	—	—	—	—
国	51.2	1,829	288,144	—	330,553	—	—	—	—
類似団体	52.1	4	291,863	311,904	300,816	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C / D
蔵王町	4,887,300	円 —	—
うち学校給 食員	—	—	—
うち用務員	*	3,297,300	*
うち自動車 運転手	*	2,821,600	*
うちその他 技能職員	*	*	*

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3～令和5年度の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 区分ごとの職員数が3人未満の場合は、個人情報保護のため、*(アスタリスク)表示としている。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		蔵 王 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	円 196,200	円 203,800	円 196,200
	高 校 卒	166,600	172,000	166,600
技能労務職	高 校 卒	164,000～206,200	170,200	—
	中 学 卒	147,100～179,600	156,400	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

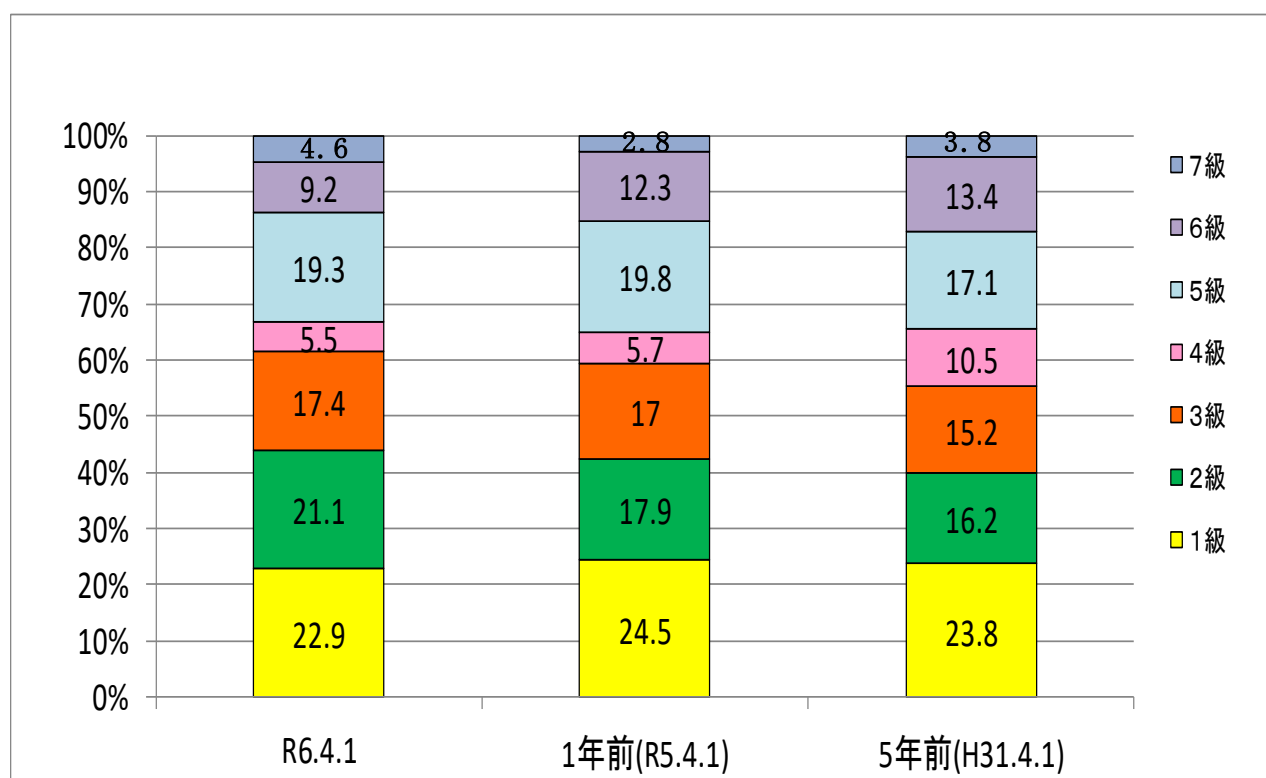
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	円 268,500	円 313,400	円 369,200	円 387,700
	高校卒	248,000	283,500	317,600	382,400
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

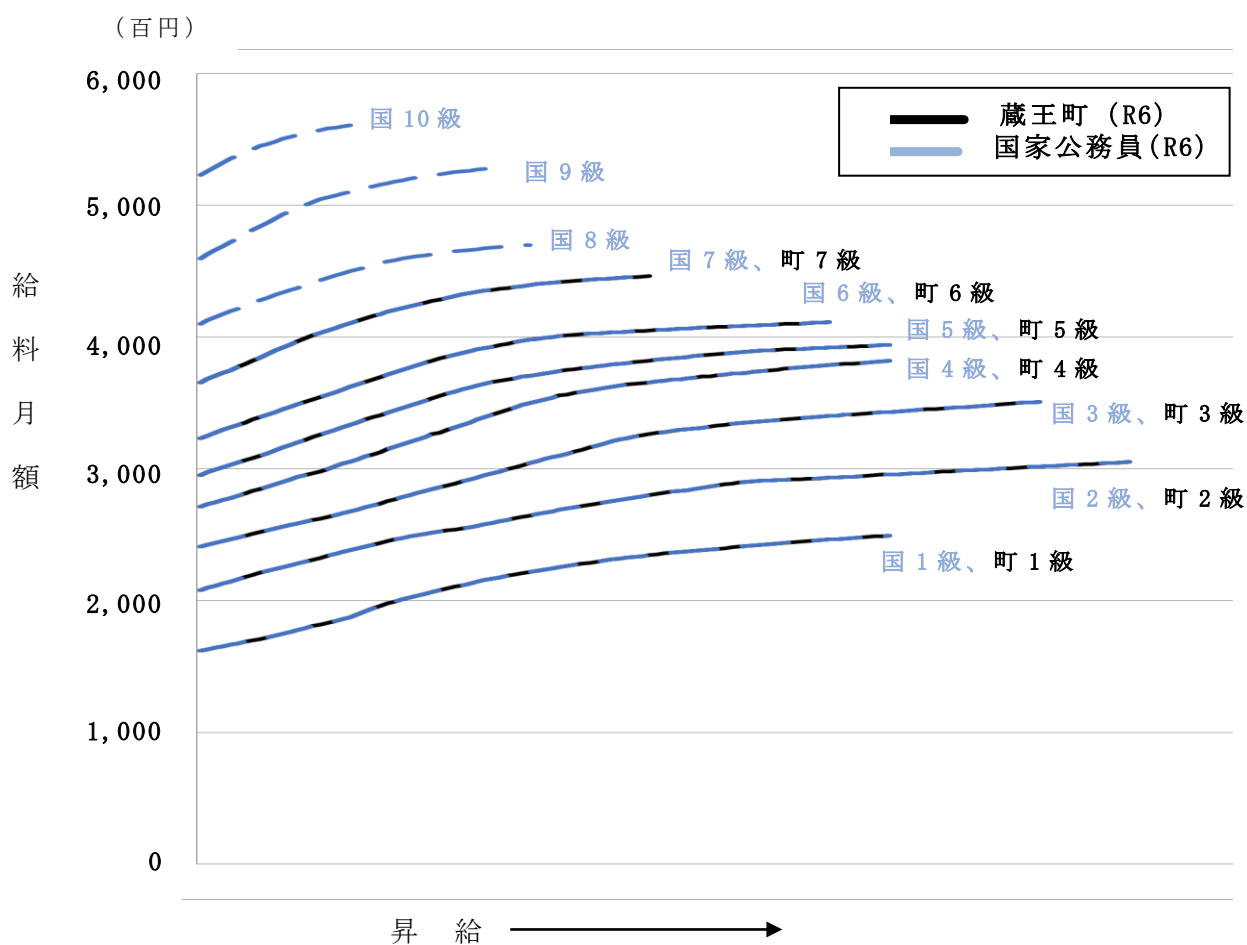
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	相当高度の知識及び経験を必要とする課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	人 5	% 4.6	円 365,500	円 446,200
6級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長、専門監）	人 10	% 9.2	円 323,100	円 411,300
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長補佐）	21	19.3	295,400	394,000
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（課長補佐、主幹）	6	5.5	271,600	382,000
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（係長、主査）	19	17.4	240,900	351,000
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務又はこれらと同程度のものとして長が規則で定める職の職務（主事、技師）	23	21.1	208,000	305,200
1級	主事及び技師又は長が規則で定める職の職務（主事、技師）	25	22.9	162,100	249,400

- （注） 1 蔵王町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蔵 王 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,398千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,704千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

蔵 王 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
(退職時特別昇給	無)				
1人当たり平均支給額	18,639千円				

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 4 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			182 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			182,304円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
仙台市	6 %	1人（令和5年度）	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			98.1 (98.1)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			該当なし	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する 支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	29,395千円
職員 1 人当たり平均支給 年額（令和5年度決算）	185千円
支給実績（令和4年度決算）	32,395千円
職員 1 人当たり平均支給 年額（令和4年度決算）	204千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和5年度 決算)
扶養手当	1)配偶者 6,500円 2)子1人につき10,000円 3)父母等1人につき6,500円 ※扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は1人につき5,000円加算。	同	—	14,181千円	225,087円
住居手当	借家（借間）に居住する職員 1)家賃が月額27,000円以下 家賃—16,000円 2)家賃が月額27,000円超 11,000円+(家賃—27,000円)×1/2 ※限度額28,000円	同	—	8,079千円	260,627円
通勤手当	1)交通機関等の利用者 限度額55,000円 ※定期券使用が最も経済的かつ合理的な区間については、支給単位期間(6箇月を限度)に対応する通信用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については、回数乗車券等による通勤21回分の運賃の額 2)自動車等の利用者 使用距離(片道2キロメートル以上)により4,000円～25,000円	一部異	2について使用距離区分	13,443千円	90,224円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給(40,100円～62,300円)。	一部異	支給額	13,207千円	733,733円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 1回4,400円(5時間未満のときは2,200円)	同	—	— 千円	— 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合 1回3,000円～7,000円	同	—	56千円	28,000円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料		円	(参考) 類似団体における最高／最低額 円／円
	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	832,000 600,000	846,000／556,500 676,000／514,400
報 酬	議 長	305,900	412,000／247,000
	副 議 長	257,700	330,000／193,000
	議 員	247,700	310,000／175,000
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 832,000×0.44×48月	(1期の手当額) 17,571,840円 (支給時期) 任期毎に支給
	副 市 区 町 村 長	600,000×0.26×48月	7,488,000円 任期毎に支給
	備 考	支給時期：再任時、支給せず在職期間を次の任期へ通算する場合あり。	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

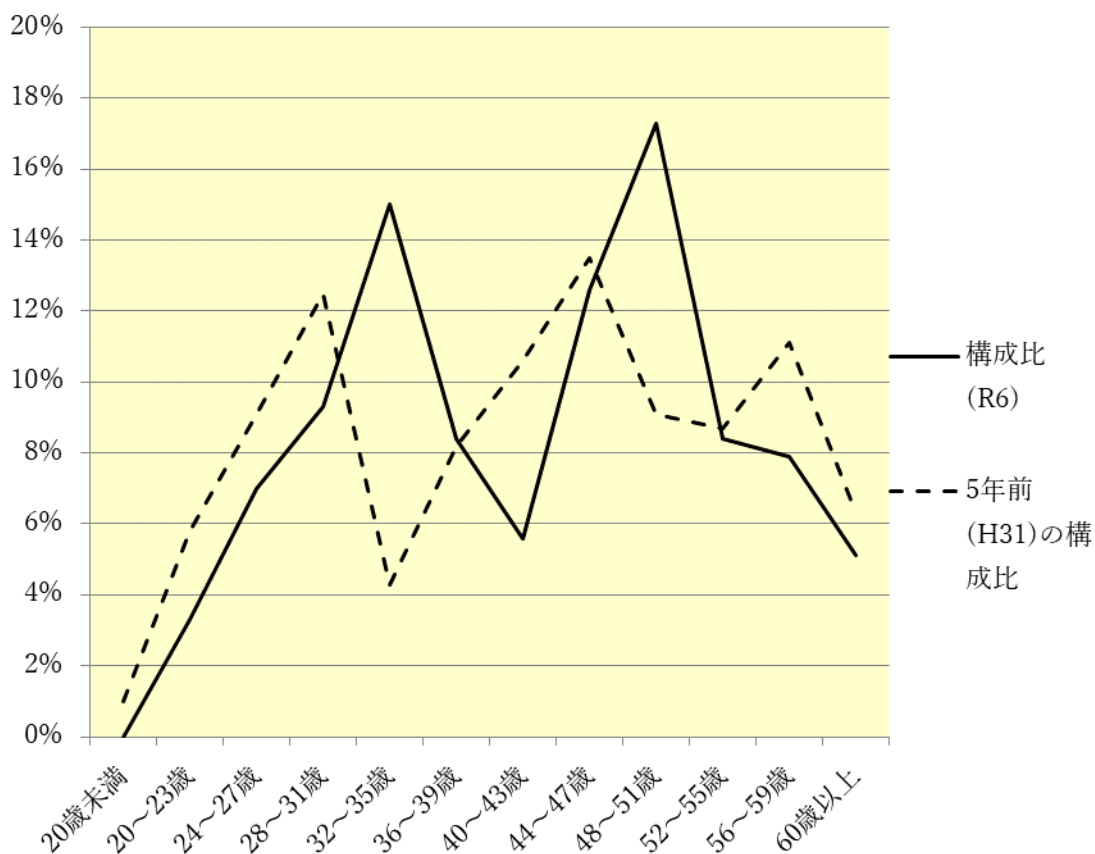
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
部 門			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
		総 務	29	31	2	業務増
		税 務	10	10		
		民 生	40	39	△1	教育部門への配置換え
		衛 生	16	16		
		労 働				
		農 林 水 産	10	10		
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	商 工	6	6		
		土 木	11	12	1	業務増
		計	125	127	2	<参考> 人口1万人当たり職員数114.68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数91.15人)
		教育部門	39	40	1	民生部門からの配置換え
		小 計	164	167	3	<参考> 人口1万人当たり職員数150.80人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数109.90人)
		病 院	29	27	△2	欠員不補充
		水 道	8	7	△1	下水道部門への配置換え
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	下 水 道	2	3	1	水道部門からの配置換え
		そ の 他	10	10		
		小 計	49	47	△2	
		合 計	213 [243]	214 [243]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数193.25人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 7	人 15	人 20	人 32	人 18	人 12	人 27	人 37	人 18	人 17	人 11	人 214

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	120	119	119	120	125	127	7 (5.8%)
教育	41	43	45	45	39	40	△1 (-2.4%)
普通会計 計	161	162	164	165	164	167	6 (3.7%)
公営企業等会計 計	47	44	46	48	49	47	0 (0.0%)
総合計	208	206	210	213	213	214	6 (2.9%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

○ 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 404,185	千円 25,024	千円 48,163	% 11.9	% 9.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給与費 (水道事業)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 8	千円 27,276	千円 5,410	千円 10,127	千円 42,813	千円 5,352	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
蔵王町	44.3歳	298,520円	431,145円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

蔵王町（水道事業）	蔵王町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,266千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,398千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

蔵王町（水道事業）			蔵王町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
（退職時特別昇給	無		（退職時特別昇給	無	
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	18,639 千円	

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 4 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）			— 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の 制度（支給割合）
仙台市	6 %	0 人	6 %

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）					千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			該当なし		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）					%
手当の種類（手当数）			種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	2,070 千円
職員 1 人当たり平均支給 年額（令和5年度決算）	296 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,695 千円
職員 1 人当たり平均支給 年額（令和4年度決算）	339 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1) 配偶者 6,500円 2) 子1人につき10,000円 3) 父母等1人につき6,500円 ※扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は1人につき5,000円加算。	同	—	714千円	178,500円
住居手当	借家（借間）に居住する職員 1) 家賃が月額27,000円以下 家賃－16,000円 2) 家賃が月額27,000円を超え11,000円＋（家賃－27,000円）×1/2 ※限度額28,000円	同	—	952千円	317,333円
通勤手当	1) 交通機関等の利用者 限度額55,000円 ※定期券使用が最も経済的かつ合理的な区間については、支給単位期間（6箇月を限度）に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については、回数乗車券等による通勤21回分の運賃の額 2) 自動車等の利用者 使用距離（片道2キロメートル以上）により 4,000円～25,000円	同	—	864千円	108,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対し支給（51,900円～62,300円）。	同	—	748千円	747,600円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた場合 1回4,400円（5時間未満のときは2,200円）	同	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等又は平日深夜に勤務した場合 1回3,000円～7,000円	同	—	14千円	14,000円